

就業規程附則

自動車(バイク)等を通勤または移動で使用する場合は下記の書類を提出する。

- ①自家用車等通勤申請書及び誓約書
- ②通勤ルート(インターネットによる確証を添付すること)
- ③任意保険の写し
- ④車検証の写し(250cc未満の場合は自賠責保険証の写し)

自動車(バイク)等を移動で使う場合の交通費

通勤ルートから出張先の移動について、自家用車を使用する場合、別表のとおり交通費を支給する。

別表

自動車利用の場合

移動距離	金額(円)
110km以上である場合	1,580
90km以上110km未満である場合	1,400
70km以上90km未満である場合	1,220
50km以上70km未満である場合	935
30km以上50km未満である場合	645
20km以上30km未満である場合	355
4km以上20km未満である場合	210
4km未満である場合	50

バイク(原付を含む)利用の場合

移動距離	金額(円)
110km以上である場合	790
90km以上110km未満である場合	700
70km以上90km未満である場合	610
50km以上70km未満である場合	467
30km以上50km未満である場合	322
20km以上30km未満である場合	177
4km以上20km未満である場合	105
4km未満である場合	25

この附則は平成20年8月1日より施行する
この附則は平成27年1月1日より変更する
この附則は平成30年4月1日より変更する